

令和6年5月9日

生徒・保護者等の皆様へ

徳島県教育委員会

徳島県奨学のための給付金について（御案内）

徳島県奨学のための給付金は、高校生等の修学を支援するための制度です。一定の要件を満たす世帯を対象として、授業料以外の教育に必要な経費を支援するため、世帯区分に応じて、徳島県奨学のための給付金を支給します。支給を希望される方は、支給要件を御確認の上、申請をお願いいたします。

なお、保護者等が徳島県外に住所を有している場合は、その都道府県の制度が適用されます。詳しくは、お住まいの都道府県にお問い合わせください。

○申請書等提出期限

- ・ 新入生早期申請：令和6年 7月25日（木）
- ・ 通常申請：令和6年 9月30日（月）
- ・ 最終申請：令和6年12月20日（金）
- ・ 家計急変：令和7年 2月28日（金）

※ 家計急変は令和7年2月末まで受付を行いますが、令和7年1月以降に申請する場合は支給額が減少しますので、御注意ください。

○提出先

国公立：生涯学習課

私立：こども未来政策課

※徳島県内の高等学校等に在学している場合は当該高等学校

I. 支給要件について

基準日において、次の要件を満たす世帯の保護者等が対象になります。

- 1 保護者等が徳島県内に住所を有していること。
- 2 保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税

である又は生活保護（生業扶助）を受給している世帯であること（基準日は令和6年7月1日）。

あるいは保護者等の死亡、傷病、失業・廃業、あるいは災害等により、家計が急変し、保護者等全員の収入が道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税相当に減少したと認められる世帯であること。

3 生徒は、高等学校等就学支援金の支給対象である高等学校等に在学していること。

◇「所得割額非課税世帯」相当と認められる世帯の給与年収・年間所得

世帯人数	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
給与年収見込(未満)	2,044,000円	2,216,000円	2,716,000円	3,216,000円	3,704,000円
所得見込(未満)	1,360,000円	1,470,000円	1,820,000円	2,170,000円	2,520,000円

世帯人数：保護者等及び扶養親族の人数

※ 高校生等には、次の方は含まれません。（支給の対象外になります。）

- ・ 特別支援学校の高等部に在学されている方
- ・ 児童福祉法による児童入所施設措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く）が措置されている方

※ 次の方は家計急変に含まれません。

（通常支給の対象となる方）

- ・ 申請の翌月の1日時点で生活保護（生業扶助）を受給している方
- ・ 保護者等全員の令和6年度道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯の方

（支給の対象外となる方）

- ・ 離婚により収入が減少した方
- ・ 定年退職等、非自発的失業ではない理由で失職した方

※ 申請については、生徒ごとに必要です。

※ 不支給になった方で、年度途中で税の更正等により所得割が非課税になった場合は再度申請が必要です。

※ 記載誤りがあった場合、不支給となる可能性があるため丁寧な記入をお願いいたします。

II. 支給額について

世帯区分	国公立		私 立	
	通信制以外	通信制	通信制以外	通信制
①生活保護（生業扶助） 受給世帯	32,300円	32,300円	52,600円	52,600円
②保護者等全員の道府県民税 所得割額及び市町村民税所得 割額が非課税である世帯、ま たは家計急変により、保護者 等全員の道府県民税所得割額 及び市町村民税所得割額が非 課税相当と認められる世帯 （①、③を除く。）	122,100円	50,500円	142,600円	52,100円
③保護者等全員の道府県民税 所得割額及び市町村民税所得 割額が非課税である世帯、ま たは家計急変により保護者等 全員の道府県民税所得割額及 び市町村民税所得割額が非課 税相当と認められる世帯で、 扶養されている兄弟姉妹で2 人目以降の高等学校等に通う 高校生等がいる世帯又は扶養 されている高校生等以外に1 5歳（中学生を除く。）以上 23歳未満の扶養されている 兄弟姉妹がいる世帯（①を除 く。）	143,700円	50,500円	152,000円	52,100円

着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合については、当該災害等につき1回に限り、上記②、③の金額に次の金額を加算することができます。

・国公立の高等学校等に通う高校生等 1人当たり 64,800円

・私立の高等学校等に通う高校生等 1人当たり 81,000円

※例：令和6年7月1日時点の15歳以上23歳未満の者の生年月日

平成13年7月3日～平成21年7月2日（誕生日の前日に加齢されます。）

※この表の金額は年額です。7月2日以降に家計急変した場合は、家計急変した翌月以降の月数により算定した金額を支給します。

Ⅲ. 申請の手続について

1 申請書等の提出

「徳島県奨学のための給付金」を受給するためには、「徳島県奨学のための給付金受給申請書(第1号様式)」や「扶養誓約書(第5号様式)」、「令和6年度道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できる書類」などの提出が必要です。詳しくは【Ⅳ. 提出書類について】を御確認ください。

なお、審査に必要な書類の提出がない場合や書類の提出が遅れた場合には、徳島県奨学のための給付金の支給ができないことがあります。

また、各申請書類等の記入に当たっては、鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペン、修正液、修正テープなどの筆記用具は使用しないで丁寧に御記入ください。

2 申請書等の審査

徳島県教育委員会において受給資格を審査し、審査結果が徳島県教育委員会から学校長を通じて通知されます。

(1) 支給が決定された場合

「徳島県奨学のための給付金支給決定通知書」が送付されます。

徳島県から申請書に記入された口座に振り込みます。(支給の時期は、令和6年12月以降の予定。ただし、新入生早期申請の場合は8月以降、家計急変申請の場合は提出から2か月後以降を予定)。

本給付金については、授業料以外の教育に必要な経費(教科書費、教材費、学用品費、通学用品費等)に活用してください。

なお、生活保護(生業扶助)を受給されている場合は、生活保護における生業扶助(高等学校等就学費)で給付される経費と重複しない授業料以外の教育に必要な経費(例えば、修学旅行のための積立金など)に活用してください。

(2) 不支給になった場合

「徳島県奨学のための給付金不支給決定通知書」が送付されます。

(3) 基準日に対象高校生等が休学している場合

基準日(令和6年7月1日。令和6年7月2日以降に家計急変した場合は、家計急変のあった月の翌月1日)に休学している場合は、原則として給付しません。ただし、令和6年12月末までの間に在籍する高等学校等が発行する証明書の提出等により、復学の確認をした上で、受給資格の認定を行いますので、在学する高等学校等が定めた提出期限までに必要書類を提出してください。

また、復学の時期によっては、受給資格の認定等が遅れることがありますので御承知ください。

なお、令和6年12月末までに復学の確認ができない場合は、今年度の本給付金は不支給になります。

IV. 提出書類について

1 生活保護（生業扶助）受給世帯の場合

(1) 徳島県奨学のための給付金受給申請書（第1号様式）

「記載例」「留意事項・記入上の注意」を参考に、令和6年7月1日現在（基準日）の状況を記入してください。

(2) 在学証明書（第2号様式）

令和6年7月1日現在（基準日）の証明が必要です。

在学する高等学校等をお願いしてください。

なお、各高等学校等が規定する「在学証明書（任意様式）」により令和6年7月1日（基準日）における対象生徒の在学状況が確認できる場合は、「在学証明書（任意様式）」の提出でも構いません。

(3) 生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（第3号様式）

福祉事務所に証明をお願いしてください。

なお、「生活保護受給証明書」により令和6年7月1日（基準日）における生業扶助の措置状況が確認できる場合は、「生活保護受給証明書」の提出でも構いません。

(4) 振込口座の通帳の写し

振込口座として指定した申請者名義の口座（学校費の引落口座等）の、金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・口座名義ふりがなが確認できるページをコピーしてください。

(5) その他

県教育委員会が必要と認める書類を提出いただく場合があります。

2 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯の場合

(1) 徳島県奨学のための給付金受給申請書（第1号様式）

「記載例」「留意事項・記入上の注意」を参考に、令和6年7月1日現在（基準日）の状況を記入してください。

(2) 在学証明書（第2号様式）

令和6年7月1日現在（基準日）の証明が必要です。

在学する高等学校等をお願いしてください。

なお、各高等学校等が規定する「在学証明書（任意様式）」により令和6年7月1日（基準日）における対象生徒の在学状況が確認できる場合は、「在学証明書（任意様式）」の提出でも構いません。

(3) 扶養誓約書（第5号様式）

・扶養者住所・氏名及び生徒氏名を記入してください。

・15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合はそちらの記載もお願いします。

※ 扶養者住所・氏名欄には保険証（社会保険）の被保険者欄に記載されている者の住所・氏名を記載してください。

※ 国民健康保険証の場合は主として生計を維持している方の住所・氏名を

記載してください。

(4) 次のうちいずれかの道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できる書類

① 個人番号カード(写)等貼付台紙(第4号様式)

「記載例」を参考に、基準日(令和6年7月1日)現在の状況を記入し、必要書類を添付してください。

② 市町村発行の「令和6年度の課税証明書」

③ 自営業などの方は、毎年6月に発行される道府県民税及び市町村民税の「令和6年度納税通知書」についても認めます。

※ ①～③については、保護者等(父母など親権者等)全員分が必要です。

③については原本と写しの両方を提出していただき、原本については、確認後に返却します。

ただし、「就学支援金受給申請書・収入状況届出書」と併せて②を提出しており、保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税であることが確認できる場合は、その写しでも可とします。

(5) 振込口座の通帳の写し

振込口座として指定した申請者名義の口座(学校費の引落口座等)の、金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・口座名義ふりがなが確認できるページをコピーしてください。

(6) その他

県教育委員会が必要と認める書類を提出いただく場合があります。

3 家計急変世帯の場合

(1) 徳島県奨学のための給付金受給申請書(第1号様式)

「記載例」「留意事項・記入上の注意」を参考に、家計急変のあった月の翌月1日(家計急変があった日が月の初日である場合はその日。令和6年7月1日以前に家計急変した場合は7月1日)現在(基準日)の状況を記入してください。

(2) 在学証明書(第2号様式)

家計急変のあった月の翌月1日(家計急変があった日が月の初日である場合はその日。また、令和6年7月1日以前に家計急変した場合は7月1日)(基準日)の証明が必要です。

在学する高等学校等にお問い合わせください。

なお、各高等学校等が規定する「在学証明書(任意様式)」により家計急変のあった月の翌月1日(家計急変があった日が月の初日である場合はその日。また、令和6年7月1日以前に家計急変した場合は7月1日)(基準日)における対象生徒の在学状況が確認できる場合は、「在学証明書(任意様式)」の提出でも構いません。

(3) 扶養誓約書 (第5号様式)

- ・扶養者住所・氏名及び生徒氏名を記入してください。
- ・15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合はそちらの記載もお願いします。

※ 扶養者住所・氏名欄には保険証(社会保険)の被保険者欄に記載されている者の住所・氏名を記載してください。

※ 国民健康保険証の場合は主として生計を維持している方の住所・氏名を記載してください。

(4) 家計急変の届出 (第1号様式(別紙))

「記載例」「提出書類一覧」を参考に、家計急変の理由や発生した日、家計急変のあった月の翌月1日(家計急変のあった日が月の初日である場合はその日。また、令和6年7月1日以前に家計急変した場合は7月1日)現在(基準日)の扶養親族の状況等を記入し、添付書類を提出してください。

ア 保護者等の家計急変の理由を証明する書類

住民票の除票、診断書、離職票、開廃業届出書、罹災証明書等

イ 保護者等の家計急変前の収入を証明する書類(次のうちいずれかの令和6年度道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できる書類)

① 個人番号カード(写)等貼付台紙(第4号様式)

「記載例」を参考に、家計急変のあった月の翌月1日(家計急変のあった日が月の初日である場合はその日。また、令和6年6月30日以前に家計急変した場合は7月1日)現在(基準日)の状況を記入し、必要書類を添付してください。

② 市町村発行の「令和6年度の課税証明書」

③ 自営業などの方は、毎年6月に発行される道府県民税及び市町村民税の「令和6年度納税通知書」についても認めます。

※ ①、②、③については、保護者等(父母など親権者等)全員分が必要です。③については原本と写しの両方を提出していただき、原本については、確認後に返却します。

ただし、「就学支援金受給申請書・収入状況届出書」と併せて②を提出しており、保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できる場合は、その写しでも可とします。

ウ 保護者等の家計急変後の収入が確認できる書類

家計急変後の給与明細書(3か月分)、税理士等が作成した証明書類、令和5年分確定申告の写しと家計急変後の売上台帳(3か月分)等。

※ 保護者等(父母など親権者等)全員分が必要です。

エ 世帯（保護者等及びその扶養親族）の人数・年齢が確認出来る書類

保護者等及び保護者等が扶養する親族すべての健康保険証の写し
※ 健康保険証に記載の保険者番号及び被保険者等記号・番号、二次元コードについては提出不要です。マスキングをお願いいたします。

(5) 振込口座の通帳の写し

振込口座として指定した申請者名義の口座（学校費の引落口座等）の、金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・口座名義ふりがなが確認できるページをコピーしてください。

(6) その他

県教育委員会が必要と認める書類を提出いただく場合があります。

V. 着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合

であって、再度、制服の購入が必要である場合 ※生活保護（生業扶助）受給世帯除く
上記提出書類に加え次に掲げる書類が必要です。

(1) 被災したことを証明する書類（罹災証明書等）

(2) 制服の購入が必要であることを証明する書類（第9号様式）

VI. その他

- ・「徳島県奨学のための給付金」の支給は、一人の高校生等につき年1回のみでの支給です。
- ・ 給付の回数は、通算で全日制は3回、定時制・通信制は4回を上限とします。ただし、「高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）」を受けている高校生等は、この回数に加えて1回（定時制・通信制の場合は最大で2回）まで給付を受けられます。
- ・ 過去に国公立を問わず高等学校等を卒業し又は終了したことがある場合は、「徳島県奨学のための給付金」を受け取ることはできません。
- ・ 虚偽の申請等により、不正に支給決定を受けていたことが判明した場合は、支給決定を取り消し、全額を返還していただきます。
- ・ 「徳島県奨学のための給付金」の支給要件の審査のため、対象となる高校生等の高等学校等就学支援金の支給決定等を確認します。

VII. マイナンバーについて

- ・ 就学支援金手続き時に提出済みであっても、奨学のための給付金受給申請のために改めて提出が必要です。
- ・ 昨年度以前に提出済みであっても、今年度の手続きのために、改めて提出が必要です。

- ・御提出いただいたマイナンバーにつきましては、奨学のための給付金事業のみに利用し、徳島県が講じております安全措置に従って、適切に管理を行います。
- ・令和2年5月に個人番号通知カードが廃止され、住所・名前等の記載内容（裏面の修正欄を含む）が現在のもので一致していない方は、個人番号の提出書類としてお使いいただくことができません。その場合は、個人番号カード(写)等貼付台紙にマイナンバー付きの住民票（原本）を添付するか、あるいは課税証明書等を提出してください。
- ・生徒を通じて学校へ提出する場合、個人番号カード(写)等貼付台紙は封筒に入れ、封をしっかりとじてください。
- ・郵送で提出する場合、受取の確認が可能な簡易書留等を御利用ください。また、本人確認書類を忘れずに添付してください。
- ・御提出いただいたマイナンバーで課税状況の確認ができない場合（無申告等）、追加で手続や書類の提出を依頼することがあります。

【 問合せ・提出先 】

※ 県内の高等学校等に在学している方については、在学する高等学校等に提出してください。

徳島県教育員会 生涯学習課 修学支援担当
〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
電話番号 088-621-3132

※ 県外の私立の高等学校等に在学している方については、申請書類の提出先等が異なりますので、次の問い合わせ先までお問い合わせください。

徳島県こども未来部 こども未来政策課 こども教育担当
〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
電話番号 088-621-2026